

# 奈良県コンベンションセンター 施設利用規則

令和2年4月1日

奈良県コンベンションセンターの利用規則を以下のとおり定める。

## 1. コンベンション施設開館期間

開館期間	開館時間
1月5日から12月27日まで 【休館日：1月1日～1月4日及び12月28日～12月31日、 及び毎週月曜日（祝休日の場合は翌平日）とする】	09:00～21:30

※全館やコンベンションホールの休館日での使用を検討する場合は、要事前相談。

※災害時等非常時又は施設・設備の保守点検等のため、管理上必要なときは施設の一部を休止し、または使用を制限する場合がある。

## 2. コンベンション施設使用時間区分

コンベンション施設の使用時間は下記の区分とする。

施設	使用時間区分	
コンベンションホールA、B、C 会議室101、102、103、104、105、106、107、108、 201、202、203、204、205、206 天平ホール 天平広場 控室（A～K、及び1、2）	午 前	09:00～12:00
	午 後	13:00～17:00
	午前・午後	09:00～17:00
	夜 間	18:00～21:30
	午後・夜間	13:00～21:30
	全 日	09:00～21:30

※使用時間には準備・撤去の時間を含む。

※早朝・夜間の延長使用は、要事前相談。（別途料金）

## 3. 予約申込みの受付開始時期

使用施設	予約受付開始日
全館使用（天平広場除く）	随時
コンベンションホール全面	使用開始日の属する月の36ヶ月前の月の初日
コンベンションホール分割（A・B・C）	使用開始日の属する月の18ヶ月前の月の初日
会議室201～206、天平ホール、天平広場	使用開始日の属する月の12ヶ月前の月の初日
会議室101～108	使用開始日の属する月の6ヶ月前の月の初日

※予約受付前であっても、予約受付可能な部屋と併せて使用する場合は、予約は可能。

※「初日」とは、毎月1日（1月のみ5日）とするが、祝休日であった場合は翌平日を指す。

## 4. 申込受付日時

9：00から17:00まで（休館日除く）

<照会・お申込み先>

奈良県コンベンションセンター  
〒630-8013 奈良県奈良市三条大路1丁目691-1  
TEL：0742-32-2290（受付時間9：00～17：00）  
E-mail：info@nara-cc.jp

## 5. 使用申込み手続き

### ① 使用照会

使用希望者は、電話・電子メール等で、当施設の空き状況や注意事項を照会する。

当施設は、使用内容（日時・人数・主催者名（社名もしくは団体名）・催事名称・内容及び担当者名及び連絡先）を確認し、必要に応じて、主催者に関する資料及び使用計画書等の提示を依頼する場合がある。

### ② 仮予約

使用可能な場合、使用希望者には当施設より「仮予約確認書」をFAX又はメールで送信。

仮予約期間は2週間以内とし、これを過ぎる場合は、予約を取り消す場合がある。

### ③ 使用申込書

使用申込者には、「使用申込書」および「請求書」を郵送等で交付する。

使用申込者は、当施設に「使用申込書」を提出し、当施設が指定する期日までに利用料金を指定する口座へ振込むものとする。

### ④ 使用承認書

使用申込者より「使用申込書」を提出され、利用料金の入金を確認し、適当と認め承認するときは、「使用承認書」を郵送等で交付する。なお、「使用承認書」を交付後の取り消しについては、所定のキャンセル料が発生する。

## 6. 利用料金

### (1) 利用料金

利用料金は、「利用料金表」及び「附帯設備料金表」のとおりとする。

### (2) 利用料金の支払い

利用料金（室料）については、下記のとおり前納とする。支払い期限に合わせて発行する「請求書」により、支払期日までに指定する口座へ振込むものとする。期日までに支払われなければ、使用を承認しない。

申込時期	納入期限	納入額
使用開始日の12ヶ月前まで	請求書発行日から14日以内	50%
	使用開始日の6ヶ月前まで	残額
使用開始日の6ヶ月前まで	請求書発行日から14日以内	50%
	使用開始日の3ヶ月前まで	残額
使用開始日の3ヶ月前まで	請求書発行日から14日以内	100%
使用開始日の1ヶ月前以降	当施設より指定する日	100%

### (3) その他（附帯設備・備品利用料・その他サービス料）

下記については、催事終了後請求書を発行し、期日までに支払うこととする。

項目	納入期限	納入額
附帯設備・備品利用料 その他サービス料等	催事終了後、請求書発行日から14日以内	100%

## 7. 使用の制限

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、使用申込みは出来ないものとする。

- ア 奈良県コンベンションセンター条例に違反すると認められる場合
- イ 公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認められる場合
- ウ 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる場合
- エ 暴力団の活動及びこれを助長するおそれがあると認められる場合
- オ その他当センターの管理運営上支障があると認められる場合

## 8. 使用承認の取消

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、使用承認の取消や使用停止をすることができる。

- ア 前項の7「使用の制限」に該当すると認められたとき
- イ 利用料金が、特別の理由なく所定の期日までに支払われないとき
- ウ 「使用申込書」等提出した書類に虚偽記載があったとき、また承認した使用目的・内容と著しく異なる使用を行ったとき
- エ 法令に定める関係各庁への届出や許可申請を怠っていたとき
- オ 使用承認を受けない施設での、作業、催事行為があったとき
- カ 当施設が定める規則等を遵守しなかったとき
- キ 災害その他の不可抗力によって、当施設の使用ができないとき
- ク その他当センターの管理運営上やむを得ない事由が生じたとき

## 9. 使用権の譲渡・転貸の禁止

許可なく使用権利の譲渡又は転貸を禁止する。これに違反するとき、使用を取消したものとみなし、所定のキャンセル料を徴収する。

## 10. キャンセル料金

使用者の自己都合による中止等の場合及びこの規定で生じるキャンセル料金は、下記のとおりとする。

申込時期	使用中止の届出日	キャンセル料
使用開始日の12ヶ月前まで	承認日から14日以内	無料
	使用開始日の6ヶ月前まで	50%
	使用開始日より6ヶ月を切る日	100%
使用開始日の6ヶ月前まで	承認日から14日以内	無料
	使用開始日の3ヶ月前まで	50%
	使用開始日より3ヶ月を切る日	100%
使用開始日の3ヶ月前まで	承認日から14日以内	無料
	上記以降	100%
使用開始日の1ヶ月前以降	承認日以降	100%

## 11. 駐車場利用期間

駐車場は、年中無休（1月1日～12月31日）とする。

※災害時等非常時又は施設・設備の保守点検等のため、管理上必要なときは施設の一部を休止し、または使用を制限する場合がある。

施設	利用期間	利用時間
駐車場（地下）	1月1日から12月31日まで (年中無休)	0:00～24:00
駐車場（地上）	1月1日から12月31日まで (年中無休)	(入庫) 08:30～21:00 (出庫) 08:30～22:00

## 別紙1【反社会的勢力の排除】

- (1) 当施設は、使用者及び参加者等が反社会的勢力、または、以下のいずれかに該当すると判断した場合は、使用を承認しません。また、上記の事実が判明した場合は、何ら催告することなく予約・使用を取消します。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、不当に反社会的勢力を使用すると認められるとき
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜供与する等の関与をしていると認められるとき
  - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持っているとき
- (2) 前項に該当した場合、使用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・使用の取消しにより当施設が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。
- (3) 当施設は、使用者及び参加者等が自らまたは第三者を使用して以下のいずれかの行為をした場合は、何ら催告することなく予約・使用を取消します。この場合、使用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・使用の取消しにより当施設が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて業務を妨害する行為
  - ⑤ 本施設または本施設の周囲において著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより他の使用者、付近の住民または通行人に不安を覚えさせる行為
  - ⑥ その他これらに準ずる行為

## 別紙2【使用者の責務】

- ① 施設の使用期間中（準備・撤去を含む）の催物に関する管理責任は、関係業者、来場者の行為によるものであっても、すべてお客様に責任を負っていただきます。事故防止には万全を期してください。
- ② 盗難予防のため貴重品は必ず携行してください。部屋を施錠される場合は当施設までお申し出ください。
- ③ 入場整理・会場警備要員の配置等、避難誘導體制については、お客様の責任において、警備会社へ委託する等、場内整理及び盗難、火災等の防止に努めてください。なお、警備会社は、当施設でもご紹介出来ます。
- ④ 施設内で発生したゴミについては、お持ち帰りください。やむを得ず当施設にて処理を行う場合は、別途処理代行料金を申し受けます。なお、著しく施設を汚損した場合は、別途清掃料をいただきます。
- ⑤ 当施設にて、展示会・音楽・芸能・製品展示会等の興行・物販を行う場合は、警備・清掃をお客様側で行ってください。なお、警備・清掃会社は、当施設でもご紹介出来ます。
- ⑥ 貸出備品は使用后、速やかに返却してください。
- ⑦ 施設、設備、備品等を破損又は紛失した場合は、速やかに当施設までご連絡ください。
- ⑧ 修理復旧費等については、お客様の責任において原状回復いただくか、その損害を賠償していただきます。
- ⑨ 会場内にお客様が持ち込まれた機器・物品等については、お客様に保管の責任を負っていただきます。なお、宅配便等荷物の受取は、当施設では原則として行いません。お客様が責任をもって受けとってください。

- ⑩ 宅配便・郵便物等での催事使用物の事前納品は、会場に事前連絡をいただき承認した場合に限りご使用前日のみ受付いたします。ただし、納品物の管理はいたしませんので予めご了承ください。納品物には、催事日・催事名・使用会場を必ず明記してください。また、会場の使用状況により事前納品を受付できない場合がございます。
- ⑪ ご使用時間の確認のため、入退室の前後に必ず当施設事務所までお立ち寄りください。

### 別紙3【免責及び損害賠償】

- ① 施設使用に伴う人身事故及び物品の盗品・破損については、原則として当施設では一切の責任を負いません。また、天災地変、交通機関のスト等の不可抗力によって催物を実施できなくなった場合の損害についても、当施設ではその責任を負いません。
- ② 本規則及び当施設のご使用については、日本国において有効な法令を準拠法とし、当施設のご使用に関する訴訟等については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- ③ 本規則、利用料金、会場設備、備品等は、今後予告なく改定することがございます。
- ④ その他、本規則に違反して当施設が損害を被った場合には、その損害について賠償請求します。

### 別紙4【打ち合わせと使用計画書】

#### (1) 使用打ち合わせ

お申込み後、使用開始日の1か月前までに当施設担当者と下記事項について打ち合わせをお願いします。催事内容によっては、早めの打合せが必要な場合がございます。

- ① 当施設使用の内容、使用スケジュール
- ② 催事の運営体制、会場レイアウト
- ③ 催事の設備・備品の使用、電話回線使用、電設工事の有無
- ④ 外部からの機器・物品等の持込みの有無
- ⑤ 飲食・ケータリング等のサービスご利用の有無

※ケータリング業者に関しては、原則当施設の指定業者とします。ご希望の場合は担当者にご相談ください。

#### (2) 使用計画書の提出

下記に該当する場合、使用計画書（書式自由）をご提出ください。

- ① 音響、照明、映像機材及び看板等を外部から持ち込む場合
- ② 展示会・音楽・芸能等の興行、物販をとまなう使用の場合
- ③ その他、当施設が提出の必要を認める場合

#### (3) 電設工事

仮設電源等への電設工事が必要な場合、工事会社は当施設でもご紹介出来ます。

#### (4) 関係官庁への届出等

催事を実施される場合、関係官庁への届出等が必要となる場合がございます。お客様の責任において所定の届出等を行ってください。許可された諸届出の写しを使用開始日の10日前までに当施設へご提出ください。

奈良市消防局 中央消防署 (0742-22-7051)	禁止行為解除申請等
奈良警察署 (0742-20-0110)	催物開催届
奈良市保健所 (0742-93-8395)	飲食を行う場合 興行場に関すること
日本音楽著作権協会 (JASRAC) 京都支部 (075-251-0134)	音楽著作権使用の場合
奈良税務署 (0742-26-1201)	酒類販売許可申請等

## 別紙5【使用上の注意事項】

### (1) 使用時間

使用時間は、準備や撤去の時間も含まれます。使用時間の延長については、事前に当施設の承諾を得た場合に限ります。

### (2) 共用部分の使用

ホワイエ等の共用部分に関しては、原則として受付及びそれに準ずる内容の使用に限定します。原則以外の使用については、当施設にご相談ください。ただし、お客様が重なる場合は、使用調整をおこなう場合がございます。

### (3) 搬入・搬出

- ① 機器・備品のお持込における搬入・搬出にあたっては、事前に申請の上、経路や車両台数等について、当施設担当者とお打ち合わせをお願いいたします。事前に申請のない車両については、駐車をお断りさせていただく場合がございます。
- ② 搬入・搬出にあたっては、当施設担当者とお打ち合わせの上、必要な養生を行ってください。所定箇所の養生が認められない場合は、作業を中止していただく場合がございます。
- ③ 主催関係者専用の駐車場はございません。搬入・搬出用車両は荷積み・荷下ろし作業が終了次第、退出してください。長時間駐車はできませんので、予めご了承ください。

### (4) 禁止事項

下記の項目については、禁止事項となっております。

- ① 発火又は、引火性の品物等危険物の持込み
- ② 裸火の使用行為
- ③ 振動・騒動を発生する行為
- ④ 悪臭を発するものの持込み
- ⑤ 所定の場所以外での喫煙（屋外も含め、原則全館禁煙）
- ⑥ 申込み時の使用目的以外の使用
- ⑦ 付属備品の所定場所以外への移動
- ⑧ 施設内外で所定の方法を除く看板、ポスター等の掲出
- ⑨ 施設内外でのビラまき、寄付の強要等の行為
- ⑩ 施設内での釘打ち、削り、取り付け（粘着テープ等）等の工作
- ⑪ 壁・ドアへの鋸や釘等の使用
- ⑫ 撮影・収録・楽器演奏・歌唱・募金活動・勧誘活動等の無許可での行為
- ⑬ 他人に危害を及ぼしまたは迷惑となるおそれのある行為
- ⑭ 所定の駐車場、駐輪場以外への駐車（駐車場、駐輪場内での事故・盗難等トラブルについては責任を負いかねます）
- ⑮ その他、当施設が不相当と認めた行為

その他、会場のご使用にあたり、ご不明な点などございましたら、当施設担当者にご相談ください。

## 別紙6【使用の範囲・制限及び承認の取消し】

下記の事項に該当する場合は、催事当日含め施設使用をお断り若しくは使用承認の取消し、又は使用の停止をさせていただきます。なお、下記の事項により、当施設に損害が発生した場合、その全額をお客様に負担していただきます。また、一般来場者を含めた第三者に損害が生じても、当施設は一切の責任を負いません。

### (1) 使用の制限

- ① 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- ② 集团的又は常習的に暴力的不法行為、反社会的行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為
- ③ 当施設の他の使用者及び一般来場者に迷惑を及ぼすおそれがある行為
- ④ 法令に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- ⑤ 他者のプライバシー、財産権、著作権、その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- ⑥ 他者への誹謗中傷や不利益を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ⑦ 当施設や設備を損傷させる行為、又はそのおそれのある行為
- ⑧ 当施設の音量、重量規定を超えるおそれのある行為
- ⑨ 火気の使用又は火災・爆発等の危険を生じるおそれがある行為
- ⑩ 音・振動・臭気の発生等により周囲に迷惑を及ぼす行為、又はそのおそれがある行為
- ⑪ 生体（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）を持ち込む行為
- ⑫ 「使用申込書」等に虚偽事項が判明したとき
- ⑬ お申込み後、当初の使用目的・内容と著しく異なっていることが判明したとき
- ⑭ スタッフの指示に従わないとき
- ⑮ その他、当施設が施設の管理運営上、不相当と認めたとき

### (2) 使用承認の取消し

- ① 前述の各項目に該当すると認められたとき
- ② 利用料金が、特別の理由がなく所定の期日までに支払われないとき
- ③ 使用申込み時に提出した書類に虚偽の記載があったとき、又は承認した使用の目的・内容と異なる目的・内容で使用するとき
- ④ 使用承認を受けた以外の場所で、作業又は催事行為を行うとき
- ⑤ 関係機関への届出や許可申請等、必要な事務処理を怠っていたとき
- ⑥ 使用にあたって、当施設が定める規則を遵守しないとき
- ⑦ 当施設の信用を毀損する行為があったとき
- ⑧ 災害その他の不可抗力によって、当施設の使用ができないとき
- ⑨ 管理の都合上、やむを得ない事由が発生したとき
- ⑩ その他当施設の使用を承認できないと認められたとき

※以上の事項で当施設に損害が発生した場合、その全額を使用者（申込者）に負担していただきます。また、使用承認の取消しにあたっては、キャンセル料を申し受けます。